

「和歌山県平成 29 年台風第 21 号災害義援金」募集要綱
(第 2 版)

1 趣旨

平成 29 年台風第 21 号によって被害を受けられた被災者を支援するため、「和歌山県平成 29 年台風第 21 号災害義援金」を和歌山県共同募金会は募集します。

2 義援金の名称

和歌山県平成 29 年台風第 21 号災害義援金

3 実施主体

社会福祉法人 和歌山県共同募金会

4 受付期間

平成 29 年 11 月 2 日 (木) から平成 30 年 1 月 31 日 (水) まで

5 義援金受入口座

| 金融機関名 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|----------------|-----------------|----------------------------|
| 紀陽銀行 | 本店営業部 | 普通預金 2321740 | 社会福祉法人 和歌山県共同募金会 |
| ゆうちょ銀行 | 00960-9-210342 | | 和歌山県共同募金会 台風第 21 号災害義援金 |

■ 紀陽銀行本店・支店の窓口及び ATM の振込手数料は無料になります。

但し、ATM による振込については、同行カードまたは現金による振込の場合に限り無料。

■ ゆうちょ銀行・郵便局の窓口については、平成 29 年 11 月 6 日からの取扱いになります。

■ ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での振込手数料は無料・ATM は有料になります。

■ 上記以外の他銀行からの振込については、有料扱いになります。

6 現金書留による義援金の送金について

(宛 先) 〒640-8319

和歌山市手平 2 丁目 1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 7 階
社会福祉法人和歌山県共同募金会 あて

■ 宛名のところに「救助用郵便」と明記の上、送金下さい。

7 義援金の配分について

和歌山県共同募金会で取りまとめた義援金は、和歌山県が設置する「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金配分委員会」を通して、被災者の方々に全額配分されます。

8 領収書の発行について

寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、「領収書希望者名簿〈様式2〉」に必要事項を記入のうえ、義援金を送金した際の送金控〈様式3〉と一緒に兵庫県共同募金会へFAX送付して下さい。

後日、和歌山県共同募金会より領収書を発行します。

附則 この要綱は、平成29年11月2日から施行する。
平成29年11月6日 改正

社会福祉法人 和歌山県共同募金会
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
電話073-435-5231 fax 073-435-5232
メール info@akaihanewakayama.or.jp
HP <http://www.akaihanewakayama.or.jp>

